

# 中央非常通信協議会

—組織とその活動について—

## 1 目的

非常通信協議会は、昭和26年7月に電波法第74条に規定する通信（非常の場合の無線通信）の円滑な実施を図ることを目的として設立されました（平成7年4月からは有線系の通信も所管。）。

中央非常通信協議会は、その中央組織として活動しております。

## 2 組織

非常通信協議会は、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）及び地方非常通信協議会によって構成されております。

中央非常通信協議会は、総務省が中心となり、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、日本放送協会、その他主要な電気通信事業者及び無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者によって構成されております。

## 3 活動

### (1) 非常通信計画の作成

非常時における通信の円滑な実施を確保するため、毎年度、通信ルート、非常通報の発受を受け付ける通信施設等に関して、再検討・見直しを図っています。

また、非常通信計画を作成した後は、非常通信事務必携に掲載しています。

### (2) 非常通信訓練の実施

災害発生後の公衆回線や消防防災無線の輻輳、商用電源の停電等により、被災想定地と非常本部等との情報伝達が円滑に行えない場合を想定し、非常用電源の使用や非常通信ルート（他機関・他団体の自営通信システムを利用する通信ルート）の活用により、被害情報等の重要な情報を伝達する実践的な非常通信訓練を実施しています。

### (3) 非常通信の取扱い要請

非常通信協議会は、構成員等から非常通信の確保の協力を求められた場合やその他非常通信の取扱い要請を行うことが必要な場合には、構成員に対して非常通信の取扱い要請を行います。

### (4) 周知・啓発活動の展開

非常通信の円滑な実施を図るために非常通信セミナーの開催、パンフレットの配布等、積極的な周知・啓発活動を展開しています。

非常通信協議会ホームページ

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/index.htm>



### (5) 表彰の実施

非常通信の円滑な実施を図ることを目的として、非常通信の実施及び非常通信協議会の活動に功績のあった者を毎年表彰しています。



### (6) 非常通信体制の総点検

各構成員の無線局について、非常時にも円滑に運用できるよう、各地方非常通信協議会ごとに「一斉点検の日」を設定し、無線局の設備・運用体制等について総点検を実施しています。

## 非常通信ルートのイメージ

### ◆非常通信ルート

通常利用している通信ルートが使用できない場合に、他団体・他機関の自営通信システムを利用する通信ルートで、内閣府と都道府県を結ぶ中央通信ルートと都道府県と市町村を結ぶ地方通信ルートがあります。

